

新型コロナウイルス感染症予防対策の基本方針

北大生協は、2020年2月28日に対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス対策の方針を定めました。
状況の変化に合わせて対応を更新しています。

1. 予防基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、感染リスクを高めないための対策を強化・徹底をします。
北大生協では専務理事を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と対策の指示・各店職員への周知徹底を図ることになりました。

1. 対応方針

●大学との報告協議に関する事項

- (1) 北海道大学と日常的な情報共有・相談を行い、感染拡大防止に向け協力します。
- (2) 北大生協の営業およびイベントの実施については、北海道大学と協議の上実施の可否について判断します。
大学より要請があった場合は、それに従います。

●店舗での対応

- (1) 手洗い・アルコール消毒の励行など基本的な予防処置の徹底をします。
- (2) 生協職員が発症しその直前に職場で勤務していた場合の措置について、大学・保健所等の指示に従います。
- (3) 各店舗では、考えられる対策をとります。
例えば、食堂では、出食時の対応について注意を払うこと。また、サラダバーの中止や小鉢の管理。
ドアノブや手すりなどのアルコール消毒液の噴霧など利用環境の管理。
- (4) 利用される組合員の皆様へも協力をお願いします。(マスク着用の励行や風邪症状の自己管理など)

●生協役職員および家族が感染しないための対策

- (1) 感染症予防対策の徹底
～出勤時の手洗い、アルコール消毒、うがい、咳エチケットの励行
～国内および海外への出張自粛（専務理事の判断に基づく）
～家族を含めてアピアランスチェックの励行
- (2) 発熱などにより罹患が疑われる場合
～出勤時に37.5度以上の発熱がある場合は自宅待機とします。
～熱時・体調不良時の医療機関への相談・受診は政府・行政の指示に従う。
- (3) 罹患が判明した場合
～本人・医療機関が都道府県に届け出た場合は就業禁止とします。
～上長は、職員が罹患したことについて速やかに専務理事に報告します。
～北海道大学に速やかに報告し必要な処置を講じます。

- (4) 家族等の罹患により濃厚接触が疑われる場合
 - ～当該職員は速やかに上長へ報告すること。
 - ～当該職員は原則就業を禁止する。
- (5) 大学の休講等により閉店・休業する場合
 - ～出勤、在宅勤務、自宅待機など状況に応じて専務理事が指示します。

1. イベント開催時の対策

- (1) 感染拡大のリスクを十分に考慮したうえで実施を判断します。
- (2) 実施する場合には感染予防の対策を講じます。

なお、受験生・合格者・卒業生・在校生・教職員など組合員への告知は、原則、ホームページを利用します。